

鳥取県教育委員会は

体験的学習活動等休業日

を推進しています！

鳥取県教育委員会では、児童生徒の体験的な教育活動への参加促進等を狙い、「体験的学習活動等休業日」の実施を推進しています。今年度も多くの県立学校や、鳥取市、若桜町、琴浦町、南部町の公立学校において、体験的学習活動等休業日が設定されています。

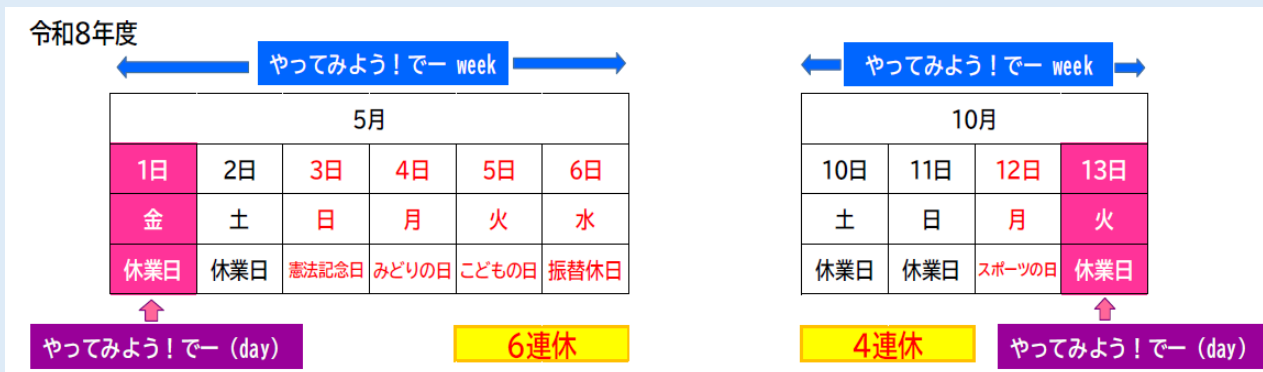
体験的学習活動等休業日とは？

家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（学校教育法施行令に定められた休業日）です。県内公立学校では令和4年度から導入が始まりました。具体の休業日は各県立学校、市町村教育委員会により個別に設定されています。

導入の狙い

- ・ 児童生徒が保護者の方等と一緒に体験的な学習活動等に参加することを通じた、心身の健全な発達を一層促進する環境の醸成
- ・ 保護者の有給休暇の取得促進
- ・ 学校休業日の分散化

令和8年度の導入例



「やってみよう！でー(day)」（体験的学習活動等休業日）の日程について（鳥取市）より

県立美術館・県立博物館での入館料減免

体験的学習活動等休業日に来館した児童生徒の同伴保護者の方について、入館料金の減免を行っています。

県立美術館…同伴保護者の方のコレクション展の観覧料を減免
400円（一般料金）→**320円（団体料金並み）**
※高校生以下はもともと無料

県立博物館…同伴保護者の方の常設展の入館料を減免
180円（一般料金）→**150円（団体料金並み）**
※大学生以下はもともと無料

【体験的学習活動等休業日に関する問い合わせ先】
鳥取県教育委員会事務局 教育人材開発課（電話：0857-26-7571）